## 八洲学園大学 内部質保証推進規程

(目的)

第1条 この規程は、八洲学園大学(以下、本学という。)における内部質保証を推進する ために必要な事項を定める。

## (推進体制)

- 第2条 内部質保証の業務を統括し、最終責任を負う者として、内部質保証統括責任者(以下、統括責任者という。)を置く。
  - 2 統括責任者は、学長をもって充てる。
  - 3 統括責任者は、内部質保証を推進するため、内部質保証推進部会を置く。
  - 4 前項に定める内部質保証推進部会に関する事項は、別に定める。

## (内部質保証の推進方法)

- 第3条 本学は、内部質保証を推進するため、次の事項を設定する。
  - (1)教育研究上の目的に基づく、卒業認定・学位授与に関する方針、教育課程の編成及び 実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針(「三つのポリシー」)の策定・ 実施に関する方針
  - (2) 中長期計画推進に関する方針
  - (3)学修成果の評価に関する方針(アセスメント・ポリシー)
  - (4) 大学が求める教員像及び教員組織の編成に関する方針
  - (5)学生支援に関する方針
  - (6)教育研究等における環境・条件の整備に関する方針
  - (7)社会連携及び社会貢献に関する方針
  - (8) 国際化に関する方針
  - (9) 研究の推進に関する方針
  - (10)大学運営に関する方針
  - (11) 目指す職員像および大学職員育成ビジョン
- 第4条 統括責任者は、内部質保証推進部会を通して、大学全体及び各委員会・事務局(以下、各部局という。)における質保証に係る取組を統括し、取組状況の確認及び取組結果の集約を行い、これらを検証する。
- 第5条 統括責任者は、内部質保証推進部会から大学全体及び各部局における内部質保証 に係る取組結果等について報告を受け、改善の必要があると認めた場合、適切な措置を講 じる。

第6条 統括責任者は、内部質保証に係る情報を社会や関係者に公表する。

(実施体制・手続)

第7条 内部質保証に係る各部局の実施要領については、別に定める。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、内部質保証に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附則

この規程は、令和5年6月27日から施行する。

附則

この規程は、令和5年12月25日から施行する。

附則

この規程は、令和6年3月26日から施行する。